

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 33 2019年11月15日 JR東労組

『バス棚倉分会組合員への不当労働行為に対する 「不当労働行為救済申立」について』に対する中央執行委員会見解

2019年11月12日、突如として『バス棚倉分会組合員への不当労働行為に対する「不当労働行為救済申立」について』なる文書が水戸地方本部鈴木執行委員長代理名で中央本部並びに各地方本部にFAXされた。

JR東労組中央本部が一切関知しない中で、勝手にJR東労組を名乗る「不当労働行為救済申立」は機関運営の逸脱である。

この間、バス棚倉で発生した不当労働行為に対し、バス関東本部は団体交渉（2019.6.3）を行い「この内容は100%認めている。」「不当労働行為かどうかを認定するものではないが、不適切であることを受け止めて指導し、必要な対処をする。会社も重く受け止めている。」と会社回答を引き出し、関係する者の処分が行われている。この回答こそが、職場のたたかひの成果である。これまでも、中央本部は不当労働行為を許さず、たたかひを進めてきたところである。

そもそも、JR東労組第38回定期大会（2019.6.13）では、不当労働行為に対し第三者機関を活用すべきという「修正動議」が出されたが、否決された事柄である。

中央本部は、第三者機関の活用が否決された大会決定がある中でも、7月24日に行ったバス棚倉分会との意見交換の内容を中央執行委員会で報告し「バス棚倉分会に寄り添う」ことを決定した。職場に入り苦闘する仲間から学び、その闘いを全国へ広げ、次期大会議論へ結実させていこうとした。

しかし、組合員との議論の場を8月以降今日まで日程調整を求めてきたが、議論しないわけではないとしながらも、勤務と感情などを理由として議論の場が実現出来ていない。このような事実経過がありながら、第三者機関を活用することは、大会決定ならびに全代議員の確認事項を踏みにじるものである。

そのような中、9月25日、バス棚倉分会は各地方本部とバス各分会に手紙とバス棚倉で発生した不当労働行為のDVDを郵送した。なお、この郵送は中央本部もバス関東本部も全く知らされていなかった。後にバス関東本部とバス棚倉分会が議論したところ謝罪の意が語られた。それでも、中央本部は、「バス棚倉分会に寄り添い、バス関東本部と共に職場に入り問題解決を目指すことをバス棚倉分会に伝えて欲しい」とバス関東本部と確認してきた。

しかし、11月11日、またもや中央本部やバス関東本部も知らされていない中で、突如として労働委員会救済申立が行われた。振り返れば、第38回定期大会の前日に届いた、バス棚倉分会からの要請書も中央本部やバス関東本部も知らされない中で行われている。

中央本部にFAXされた文書では水戸地本大会での中執の感想において『感想に至っては「初めて知った」という信じ難い言葉が発せられ、開いた口が塞がりませんでした。その理由は、本部定期大会・定期中央委員会で修正動議が出され幾度となく中央本部に要請してきたことからにしても、「初めて知った」とはあり得ない事だからです。』と書かれているが、実際は、「音声は初めて聞きました」と述べている。そのことは、水戸地方本部から7月18日に中央本部に届いた要請書にも「音声は初めて聞いたが」と記載されており、意図的に事実をねじ曲げて書かれたとしか思えない。

中央本部は水戸地方本部に対し、再三にわたって、大会決定を遵守し規約・規則に準じた組織運営を行うことを強く要請してきた。しかし、水戸地方本部はその指導に応じなかった。さらに、今回の行為は第38回定期大会決定を逸脱し、組織運営上到底認められない行為である。

この申立が多様なマスコミに取り上げられたが、この事態も中央本部指令第18号（2018.10.25）のマスコミ等の対応は中央本部に一任することの指令違反にも該当する。従って、第38回定期大会決定に基づき、機関運営を遵守すべきである。また、バス関東本部も中央本部と共に、かかる事態の収束に向けて全身全霊を傾けなければならない。

中央本部は、第三者機関の活用を否定するものではないが、組織運営を逸脱した行為は認めない。毅然とした態度で臨むこととする。

2019年11月15日
東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員会

新生JR東労組運動を職場から展開し、組織を強化しよう！